

豊情個審答申第46号
平成28年（2016年）5月13日

豊中市長 浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不存在による不開示決定処分
について（答申）

平成27年8月10日付け諮問第30号で諮問を受けた審査請求については、別添の
とおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市上下水道事業管理者が行った、行政文書部分開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人〇〇〇〇は、平成 27 年 6 月 15 日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき豊中市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「東寺内配水池の Ø900m/m が民地に配管した事資料一切・民地に配管した事がなぜわかった資料一切」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年 6 月 29 日、本件開示請求に対し、「寺内配水池からの配水管(Ø900)に係る確認書及び補償契約書」を特定し、「確認書及び補償契約書に記載された氏名及び印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため開示できません」との理由を付して行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年 7 月 27 日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、豊中市長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 審査会への諮問

豊中市長は、同年 8 月 17 日、条例第 18 条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、水道建設課が有する日報他施工図を開示することを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書の記載内容及び口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。なお、審査請求人は再反論書を提出していない。

- 1 寺内配水池からの配水管についての資料一切を求めたにもかかわらず、上下水道局が保有する日報・施工図等が開示されていない。
- 2 当該配水管が私有地を通っていなければ、配水管の付け替えなどを行う必要はなく、不要な費用が発生することもなかった。
- 3 本件開示請求を行う前に、水道情報システムの画面において、当該配水管の情報を閲覧しており、私有地を占有していた箇所のものはないが、当該配水管の施工に係る日報・施工図があることを確認している。

- 4 これまでも上下水道事業管理者に対して行政文書の開示請求を行い、不存在とされたにもかかわらず、その後で文書が存在することが分かった事例がある。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書の記載内容及び口頭説明の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 寺内配水池からの配水管は昭和 44 年に施工されたが、当該配水管の施工とは別に、当該土地を含む地域では、昭和 43 年から昭和 52 年まで寺内区画整理事業が行われていた。当該区画整理事業は、昭和 43 年に事業認可、昭和 47 年に変更の認可が下りた。
- 2 区画整理事業による換地処分の結果、当該配水管は、大部分が公道下に配置されることとなったが、一部分が当該公道に接する私有地下を占有することとなった。ただし、当該占有については、平成 5 年に当該私有地において集合住宅の建設計画が持ち上がった際に、当該私有地の土地所有者から当該配水管の位置の確認を求められ、平成 6 年に調査を行った結果分かったもので、それ以前には上下水道局、当該私有地の土地所有者ともに当該占有を把握していなかった。また、当該調査に基づき、平成 7 年に当該私有地の土地所有者との間で、当該占有に対する補償及び将来の撤去について合意をしたものである。

このため、当該占有に係る文書として、当該私有地の土地所有者との間に交わされた、確認書及び補償契約書を特定し、個人情報を除いて開示をした。また、当該調査に係る文書については、情報提供により開示している。

- 3 当該配水管が施工された昭和 44 年の日報・施工図等のうち、当該占有に係る箇所のもものは保有していない。当初は作成されたが紛失又は誤廃棄したものか、あるいは、当該占有に係る箇所が傾斜地であり工法が異なるため当初から作成されていなかったのかは不明である。
- 4 当該占有に係る箇所に接続する他の箇所の日報・施工図は保有しているが、昭和 44 年当時の日報・施工図は、現在のものとは異なり詳細な位置は記載されておらず、当該占有に係る箇所に接続する他の箇所の施工図から当該占有の状況は分からない。このため、当該占有に係る箇所に接続する他の箇所の日報・施工図は当該占有が分かる文書ではなく、審査請求人が開示を求めた内容には含まれない。

なお、上下水道局が保有する配水管の日報・施工図については、全て電子化して水道情報システムにおいて一般の閲覧に供しており、審査請求人も当該占有に係る箇所に接続する他の箇所のものを読み取っている。

- 5 本件処分において部分開示を行ったもの及び既に情報提供を行ったもの以外に当該占有に関する文書は上下水道局には存在しない。
- 6 当該配水管の施工及び区画整理事業は 40 年以上前のことであり、詳細な経緯は不明だが、上下水道局で分かっている範囲で、審査請求人に対して十分な説明を行っている。

る。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例においては、行政文書の開示請求にあたって、請求者は「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載した請求書を提出しなければならないと定められている。開示請求は、実施機関が保有する行政文書の開示を求めるものであるから、請求者は、どの行政文書の開示を求めるのかを明らかにして、請求をしなければならないものである。ただし、請求者は実施機関において具体的などのような文書を保有しているかを知り得ないため、実施機関は請求時に十分に聴き取りを行い、その保有する行政文書の名称等を示すなどにより、請求者と協力して開示請求に係る文書を特定すべきである。

また、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであって、実施機関が保有するものをいう。このため、条例に基づく開示請求においては、実施機関が保有していない文書は、請求の対象とはならない。ただし、情報公開制度の適正な運用のためには、文書管理が適切に行われていなければならないことはいうまでもない。

2 本件開示請求について

審査請求人は、本件開示請求に係る配水管の一部が私有地を占有していたことによって補償及び付け替えが必要になり、無駄な費用が発生したとして、当該占有に関する文書の開示を求めた。

実施機関の説明によると、本件開示請求に係る配水管が私有地の一部を占有していたこと、及び当該占有により補償並びに付け替え工事を行ったことは事実であるが、当該占有が分かったのは、当該私有地の土地所有者からの申し出に基づいて調査を行った平成 6 年以後であり、それより前には当該占有を把握していなかったとのことである。

当該占有の原因及び当該占有に至る経緯の詳細は不明ではあるが、実施機関の対応からすると、平成 6 年以前に当該占有を把握していなかったとの実施機関の説明に矛盾はない。このことからすると、本件開示請求に対して、平成 7 年に作成した補償書及び確認書を部分開示した本件処分に誤りはない。

3 本件審査請求について

審査請求人は、既に開示を受けた文書のほかに、当該配水管の施工に係る日報・施工図等が存在するとして、その開示を求めて審査請求を行った。

実施機関は、当該配水管の施工に係る日報・施工図のうち、当該占有に係る箇所のもものは保有していないと主張し、その理由として、当初作成されたが紛失又は誤廃棄されたものか、あるいは、当該占有に係る箇所が傾斜地であり工法が異なるため当初から作成されていなかったのかは不明であると説明しているが、当該配水管の施工時期を考慮するならば、その説明はあながち不合理なものとはいえないうえ、実施機関が、当該文書が存在するのに敢えてこれが存在しないとしていることを疑わせる事情も特に見当たらないから、実施機関は当該文書を保有していないものと判断する。（なお、実施機関は、当該占有に係る箇所に接続する他の箇所の日報・施工図は保有しているが、審査請求人が提出した開示請求書の記載内容からすると、審査請求人が当該日報・施工図の開示を求めたものとは解しがたいし、当審査会において確認したところ、当該日報・施工図は当該占有の状況が明確に分かるものではないから、これを審査請求人が開示を求めた文書には含まれないとした実施機関の判断は妥当である。）

以上に検討したことのほか、実施機関が当該占有に係る文書を他に保有していると認めるに足りる事情もうかがえないから、審査請求人が開示を求めた文書で実施機関が保有しているものについては全て開示されているものと判断する。

4 まとめ

以上のことから、審査請求人の主張には理由があるとはいえず、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成28年（2016年）5月13日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

会長代理 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 塩 野 隆 史